

京都市告示第471号

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度地区を変更したので、法第21条第2項の規定において準用する法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平成28年12月22日

京都市長 門川 大作

1 都市計画を定める土地の区域

高度地区を指定する部分

京都市西京区御陵大枝山三丁目及び御陵峰ヶ堂町一丁目の各一部

高度地区を廃止する部分

京都市西京区御陵大枝山町一丁目、御陵大枝山町二丁目、御陵大枝山町三丁目、御陵大枝山町四丁目、御陵峰ヶ堂町一丁目、御陵峰ヶ堂町三丁目、大枝北沓掛町一丁目、大枝北沓掛町四丁目、大枝北沓掛町五丁目及び大枝北沓掛町七丁目の各一部

京都市伏見区醍醐北端山の一部

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

(都市計画局都市企画部都市計画課)